ひき縄漁業許認可方針(瀬戸内海海区)

令和2年11月26日制定

本県瀬戸内海海区におけるひき縄漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

- 第1 各漁業種類の操業区域並びに漁業時期は、別表1から2各欄のとおりとする。
- 2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意が あった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同 意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(操業区域の除外区域)

第2 別表1 (ひき縄漁業) に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の地区について右欄に掲げる区域は、それぞれ操業区域から除外する。

地区	除外区域
地区欄1の地区 (神戸市東部)	神戸港内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標(北緯34度41分0秒、東経135度13分30秒)まで引いた線、同灯浮標から第4防波堤南端(北緯34度41分7秒、東経135度13分29秒)まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端(北緯34度41分27秒、東経135度13分27秒)から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)
地区欄2の地区 (神戸市)	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)

(漁業を営む者の資格)

第3 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる 資格を有する者とする。

漁業種類	地区	漁業を営む者の資格
別表2の漁業	地区欄1	大阪湾漁業協定書に基づき大阪湾漁業調整協議会から入漁を認
(たちうおひき縄漁業)	の地区	められている者

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、 海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第5 当該漁業の許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付する。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

- 第6 別表1の地区欄1の地区を除き、当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、 漁業秩序の維持について確約の得られる者(漁業を営む者の資格が定められた漁業にあっては、第3の規 定による資格を有する者)のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合 にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。
- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者(以下「既存許可者」という。)であって、次のア、イのいずれかに該当する者。
- ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業 を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属 している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
- 3 別表1の地区欄1の地区の当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。
 - (1)優先順位1位 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶の船名及び推進機関を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - (2)優先順位2位 前号以外の者。

(代船許可の禁止)

第7 別表1の地区欄1の地区については、漁業調整規則第14条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、代船についての許可又は起業の認可は行わないものとする。

(許可の有効期間)

第8 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

- 第9 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、第1の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。
- (1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提 起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第10 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。
- 2 「ひきなわ漁業の許・認可取扱方針(昭和61年1月10日内規)」のほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区におけるひきなわ漁業に係る内規は廃止する。

別 表1

漁業種類:ひき縄漁業

	地区	操業区域	漁業時期	備考
1	神戸市東部	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。た	1月 1日から	
		だし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
2	神戸市	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。た	1月 1日から	
		だし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
3	東明石浦	神戸市兵庫区和田岬から明石市二見町までの海面。ただし、共	1月 1日から	
		同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
4	明石浦	神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同	1月 1日から	
		漁業権の区域を除く。(注)	12月31日まで	
5	林崎	神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市	1月 1日から	
		上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除	12月31日まで	
		く。 (注)		
6	江井ヶ島	神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただ	1月 1日から	
		し、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
7	魚住	明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除	1月 1日から	
		< ∘	12月31日まで	
8	二見町	明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域	1月 1日から	
		を除く。(注)	12月31日まで	
9	播磨町	明石市から播磨町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除	1月 1日から	
		< ∘	12月31日まで	
10	加古川市	明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除	1月 1日から	
		< ∘	12月31日まで	
11	高砂市	播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除	1月 1日から	
		< ∘	12月31日まで	
12	姫路市	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津	5月 1日から	
		区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月30日まで	
13	室津	たつの市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	5月 1日から	
			11月30日まで	
14	相生、赤穂	相生市及び赤穂市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	5月 1日から	
			11月30日まで	
15	由良	洲本市由良町内田・小路谷界と大阪府阪南市男里川河口左岸を	1月 1日から	たちうお
		結んだ線から淡路市松帆までの兵庫県海面。ただし、共同漁業	12月31日まで	
		権の区域を除く。		
		上欄以外の洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同	6月 1日から	
		漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
		洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区	1月 1日から	その他
		域を除く。	12月31日まで	
16	洲本、津名	洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域	1月 1日から	
	東浦	を除く。	12月31日まで	

別 表1

漁業種類:ひき縄漁業

	地区 操業区域		漁業時期	備考
17	岩屋	洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域	1月 1日から	たちうお
		を除く。	12月31日まで	
		淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区		その他
		域を除く。		
18	北淡	淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権	1月 1日から	
		の区域を除く。	12月31日まで	
19	一宮町	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。た	1月 1日から	たちうお
		だし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
		淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁		その他
		業権の区域を除く。		
20	湊	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面。	1月 1日から	
		ただし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
21	丸山	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面	1月 1日から	
		及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域	12月31日まで	
		を除く。		
22	阿那賀、福	南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊	1月 1日から	
	良	水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで	
23	南淡、沼島	紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除	1月 1日から	
		<	12月31日まで	

(注)地区欄4から5及び8にあっては、操業区域に共第24号共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合は、操業区域に「共第24号共同漁業権(鹿ノ瀬海面)の区域」を加える。

別 表 2

漁業種類:たちうおひき縄漁業

地区		恒区	操業区域	漁業時期
1	西浦、	南浦	洲本市から淡路市松帆に至る海面(大阪湾)。	6月 1日から
				12月31日まで